

久留米競輪場選手宿舍食堂及び売店運營業務委託特記事項

1 受注者は、自転車競技法（以下「法」という。）に定める次の事項を厳守しなければならない。また、受注者は、受注者の雇用する従業員が法に定める次の事項を厳守するよう指導監督しなければならない。

- (1) 従事する当該競輪場の車券を購入し、または譲り受けてはならない。
(法第10条第3号)
- (2) 車券、その他これに類似するものを発売してはならない。(法第1条第5号)
- (3) 競輪に関して、勝者投票類似の行為をさせて、財産上の利益を図ってはならない。
(法第56条第2号)
- (4) 車券等発売禁止の違反行為の相手方になってはならない。(法第58条第2号)
- (5) 競輪に関して、勝者投票類似の行為をさせて、財産上の利益を図った者の相手方になってはならない。(法第57条第1号、第58条第3号)
- (6) 業として車券の購入の委託を受け、または財産上の利益を図る目的を持つ不特定多数のものから車券の購入の委託を受けてはならない。(法第57条第2号)
- (7) 競輪選手及び競輪選手になろうとする者に賄賂を供与し、またはその申込み、もしくは約束をしてはならない。(法第63条第1項)
- (8) 偽計又は威力を用いて、競輪の公正を害すべき行為をしてはならない。(法第64条)
- (9) 競輪において、その公正を害すべき方法による競走を共謀してはならない。
(法第65条)
- (10) 公益財団法人JKAの名称を用いてはならない。
- (11) 上記各号の違反行為をほう助してはならない。(刑法第62条)

2 受注者は、発注者の指示命令に従うほか、競輪場執務員に準じて次の事項を厳守しなければならない。また、受注者は、受注者の雇用する従業員が発注者の指示命令に従うほか、競輪場執務員に準じて次の事項を厳守するよう指導監督しなければならない。

- (1) 競輪選手と販売業務上必要以外の事項について、対話をしてはならない。
- (2) 競輪選手から販売業務上必要以外の事項について依頼を受けた用件は、発注者の担当職員に連絡し発注者に引き継ぐものとし、他に一切取り次いではならない。
- (3) 前号の依頼を受けた用件とは、次の事項をいう。
 - ア 土産品、医療品、衣類及び日用品等の物品購入
 - イ 手紙、メモ紙及び封書等の文書発送
 - ウ 外部への仲介電話
 - エ 外部への伝言
 - オ その他依頼された事項
- (4) 競輪選手から金銭及び粗品等の謝礼を受領してはならない。

(5) 風紀、秩序を乱す等の行為をしてはならない。

(6) 執務中に電話を使用し、または部外者と面会をしてはならない。

ただし、材料の仕入れ等販売業務に関する事項、その他やむを得ない事由による場合は、発注者の担当職員の許可を得たうえ行うものとする。

(7) 執務中の外出を禁止する。

ただし、材料の仕入れ等のため外出する場合は、発注者の担当職員に連絡のうえ外出するものとし、業務終了後はすみやかに戻ること。

(8) 従事する職場において、業務上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

3 受注者は、労働関係法令等に定める次の事項を厳守しなければならない。

(1) 本契約に係る業務に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。

(2) 食品衛生法、久留米市食品衛生法施行条例等の衛生関係法規を遵守すること。